

令和5年3月16日

北海道大学教職員組合  
執行委員長 山田 幸司 殿

国立大学法人北海道大学理事  
行松 泰弘

## 回 答 書

令和5年2月21日付け要求書に対し、下記のとおり回答します。

### 記

#### 「1」について

年次有給休暇は、職員の心身の疲労を回復させ、また、仕事と生活の調和を図るために付与される休暇であり、労働基準法で認められた労働者の正当な権利でありますので、年次有給休暇の取得に関しては、原則、職員の希望する日時としております。

しかしながら、北海道大学病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた特定機能病院としての役割を担っていることから、特定機能病院としての役割を果たすためにも職員の確保は重要であり、正常な運営を妨げる場合には、年次有給休暇の取得時季を変更していただくこともあります。職員の希望に添えるよう努めてまいります。

#### 「2」について

休憩時間については、本学就業規則において、「1日の所定労働時間の途中に45分の休憩時間を置く。」と定められており、休憩時間の確保は、業務を円滑に遂行するためにも非常に重要であると考えております。

なお、看護職としての仕事柄、急患による対応等、休憩時間の確保に関して、非常に困難な状況もありますが、休憩時間の確保のため、休憩時間中における他の看護師による業務のフォロー、また、休憩に入りやすいよう上司からの声掛け等に努めてまいります。

「3」について

令和6年4月から始まる医師の働き方改革への対応を始め、現在、北海道大学病院に勤務する全ての職員が働きやすい環境づくりに向け、各職種における業務の見直し、必要となる職員の採用（増員）及び処遇改善（非正規職員から正規職員へ）等について、取り組んでまいります。

「4」について

労働組合法をはじめ労働諸法令を遵守します。